

第1回投資等ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：平成28年10月18日（火）10:00～11:10

2. 場所：合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室

3. 出席者：

（委員）原英史（座長）、吉田晴乃（座長代理）、八代尚宏

（政務）山本内閣府特命担当大臣、松本内閣府副大臣、務台内閣府大臣政務官

（事務局）羽深内閣府審議官、松永内閣審議官、田和規制改革推進室長、

刀禰規制改革推進室次長、西川参事官

（内閣官房）情報通信総合戦略室 市川参事官

（内閣府）地方創生推進事務局 藤原審議官

4. 議題：

（開会）

1. 投資等ワーキング・グループの運営方針について

2. デジタル社会進化のための規制の徹底改革について

（1）規制改革会議におけるこれまでの取組について

（2）IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革について

（3）国家戦略特区におけるこれまでの取組について

（閉会）

5. 議事概要：

○西川参事官 それでは「規制改革推進会議 第1回投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多用中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、高橋委員が所用により遅れて御出席される予定で、江田委員もいずれ来られる御予定でございます。

また、山本大臣、松本副大臣、務台大臣政務官にも御出席いただいております。

開会に当たりまして、山本大臣より御挨拶をいただきます。

○山本大臣 おはようございます。

第1回投資等ワーキング・グループの開催に当たり、担当大臣として一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本日はお忙しいところ御出席賜り、心から感謝申し上げます。

ます。ありがとうございました。

我が国を「世界で一番企業が活動しやすい国」とすることを目指し、安倍内閣が掲げる「GDP600兆円経済」を実現するため、新規参入の促進や事業者の生産性向上などに資する規制改革を強力に推し進めることが必要であり、こうした取組が地方の活性化にもつながります。

加えて、投資等の分野においては、ホットライン等を通じて多くの規制改革要望が寄せられており、投資等ワーキング・グループに対する期待は非常に大きいものがあります。委員の皆様におかれましては、是非とも改革の着実な具体化に向け、精力的な御議論をお願いいたします。

私も担当大臣として、しっかりと取り組んでまいりますので、よろしく願い申し上げます。

○西川参事官 ありがとうございました。

報道の皆様は、ここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○西川参事官 それでは、議事を進めさせていただきます。

当ワーキング・グループにおきましては、議事録を公開するという事になっております。また、会議終了後、事務局より記者ブリーフィングを行うこととしております。

本日は初回でございますので、委員の皆様より一言御挨拶をいただきたいと存じます。

まず、原座長に御挨拶をいただきたいと存じます。

○原座長 大臣、副大臣、政務官、御出席賜りまして大変ありがとうございます。

座長を務めさせていただきます原でございます。不慣れで御迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、ともかくしっかりと成果を出していきたいと思っておりますので、御協力、御指導のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

この規制改革会議は、今まさに山本大臣がおっしゃられましたとおり、GDP600兆円成長戦略の実現に貢献していくことが、最大のミッションだと思っております。その中で、特にこのワーキング・グループは、投資等というちょっと大ざっぱなネーミングをいただいている、この「等」の中に何が含まれるのかよく分かりませんが、幅広く読めるということだと思っております。成長戦略の実現のために、大きな効果があるような規制改革については、何でもここで扱っていくということだと理解しております。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○西川参事官 ありがとうございました。

それでは、ここからの進行は原座長、よろしくお願い申し上げます。

○原座長 引き続き、委員の皆様にも順次御挨拶をお願いいたします。

先日の本会議にて、議長の御指名によりワーキング・グループの座長代理をお務めいただくことになりました吉田座長代理からお願いいたします。

○吉田座長代理 おはようございます。

大臣、副大臣、政務官の皆様、本日はどうもありがとうございます。

原座長がすばらしいリーダーシップで頑張ってください、私は本当についていだけという感じなのですが、今、大臣からもお話がありましたように、600兆円とワンパッケージで規制改革を推進することが大切であると思っております。特に、私たちは投資等という広い分野を担当するワーキング・グループですが、まずデジタル社会のための規制の徹底改革を推し進める必要があると考えております。私のビジネスのバックグラウンドは、ずっとICTというインダストリーでしたが、実感しているのはもう国境やボーダーラインはないということです。その中で日本の規制改革も、大きく地球を俯瞰した形で、しかもその世界で日本がいかに関リーダーシップをとるのかという観点も大いに意識して、改革の推進を図る必要があると思います。

逆に言うと、この規制の改革と言っても、このデジタルの世界はまだ確立されたとは言えない状況にありますから、新しい枠組みの作り方によっては、日本がリーダーシップをとり、大きく世界に先んずることもできると思っております。こうした背景のもと、日本の第4次産業革命というものを、皆さんと一緒に応援していきたいと思っておりますので、是非よろしく願いいたします。

○原座長 ありがとうございます。

八代委員、お願いいたします。

○八代委員 私は10年ぐらい前まで、規制改革会議を約9年間やっておりましたが、そのときに課題となった問題がいまだに残っている訳であります。投資というのは、やはり財政に依存しない内需の拡大という意味で、極めて重要な要素である訳でして、財政は、とにかく先進国の中で、極端に大きな赤字と債務負担に苦しんでいる訳で、これに依存しない内需の拡大という余地は、実はたくさんある訳であります。このワーキング・グループの関係であれば、やはり私は、都市開発、住宅、東京を初めとする大都市の中心部はまだまだ空間が無駄に使われている訳で、これをパリやロンドンのような中層住宅が自由につくれるような状況にするということは、国民の生活水準の向上と同時に、これからの日本を効率的に支えていくインフラにもなると思っております。その意味で、私はこの中でも、特に住宅の容積率あるいは日影規制等の古い岩盤規制に関心を持っておりまして、こういうことを積極的にやっていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○原座長 ありがとうございました。

「議題1. 投資等ワーキング・グループの運営方針について」に移ります。まず事務局から資料1に基づいて説明をお願いします。

○西川参事官 事務局から説明させていただきます。資料1「投資等ワーキング・グループの運営方針について（案）」でございます。

まず「1. 運営の基本方針」です。成長戦略の加速のために効果の高い規制改革に重点化するというところでございます。

「2. 審議項目」でございますけれども、(1)で、特に「デジタル社会進化のための規制の徹底改革」に重点を置くということで、必要に応じて他のワーキング・グループなどと連携して取り組むということでございます。

(2)に過去の成果のフォローアップのことが書かれておりますけれども「通訳案内士制度の見直し」についてフォローアップを行うということございまして、これ以外の項目につきましても、必要に応じてフォローアップを行うということでございます。

「3. 答申等」とございましてけれども、来年6月の答申の取りまとめに向けまして論点整理を行って、必要に応じて意見も取りまとめるということでございます。

説明は以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

御意見、御質問はございますか。よろしいですか。

御異存ございませんので、このとおりとさせていただきたいと思えます。

次の説明の方に入っていただいたほうがよろしいですか。

○西川参事官 はい。

(内閣官房、内閣府入室)

○原座長 次に議題2「デジタル社会進化のための規制の徹底改革」に移りたいと思えます。

今回、この議題を扱っておりますが、本会議において、このワーキング・グループでは、「デジタル社会進化のための規制の徹底改革」ということを重点課題として扱うということになっております。

まず、これを進めていくに当たって、やはり全体の見取り図をしっかりと作りたいと思っております。たまたま目についた改革項目だけをつまみ食いを取り上げていくということにならないように、IT分野、デジタル社会の進化のための規制改革として、まず、どのような課題があるのか。これまでにどこがどう進んでいるのかということ整理した上で進めていきたいということで、きょうは3つの事務局から御説明をお願いすることにしております。

まず、最初に規制改革の事務局から、規制改革会議での取り組みについて。

2番目に、内閣官房のIT総合戦略室から、IT利活用の裾野拡大ということで、規制制度改革に取り組んでいただいておりますので、これまでの取り組み。

3点目に、国家戦略特区での取り組みについて、事務局からそれぞれ御説明をいただきたいと思っております。

最初に、規制改革会議の事務局からお願いいたします。

○西川参事官 それでは、資料2-1に基づきまして、規制改革推進会議の前身であります規制改革会議におけるこれまでの取り組みについて説明させていただきます。

まず、資料2-1の1ページでございます。

規制改革会議が設置されておりました平成25～28年における規制改革実施計画の中から、

デジタル社会進化に関連する閣議決定項目を、前会議体における投資関係のワーキングでの取り組みについて、若干グループ分けをいたしまして、主要なものを抜粋させていただいたというものがこれでございます。

別紙の表になっている資料がございます。まず「1）ビッグデータ・個人情報保護関係」でございます。

平成25年に閣議決定されたビッグデータ・ビジネスの普及などに関する項目がございます。具体的には、一番左端の整理番号2とか3の項目のように、個人情報について、どのような加工をすれば、匿名化情報、いわゆるビックデータというものですが、それをいろいろな企業でビジネス利用できるようになるのか、そのことについてのガイドラインを関係省庁が示すということ、このときは閣議決定いたしました。

その後、改正個人情報保護法が平成27年に成立したということございまして、この改正法の施行準備は内閣府の個人情報保護委員会が一括して担当するということになりました。これを受けまして、ここの整理番号4番の項目でございますが、「改正個人情報保護法の円滑な施行」という項目が閣議決定されました。

改正法の施行に当たりまして、規則やガイドラインなどを策定するわけですが、その際、ビッグデータ・ビジネスなどを考えている事業者に、過度の負担を課すことのないようにするという内容でございます。改正個人情報保護法の施行は、来年春と予定されているということなので、まずはそこまでフォローアップを続けていくということでございます。

次に、表の2ページの「2）公的機関・金融機関における電子化関係」でございます。

この中の、例えば整理番号6の項目「公的機関からの電子的手段による通知の促進②」という、平成26年度の閣議決定事項がございます。各納税義務者が、専用のホームページ上で税額を参照できるような仕組みを検討するということにつきまして、マイ・ポータル の検討状況にあわせ検討し、結論を得るとされておりますが、これについては、引き続き検討がされているということでございます。

一番下、整理番号8の項目でございますけれども「金融機関に対する取引照会の一元化（国税調査に係る調査等における取引照会のオンライン化）」の関係ということです。平成26年度の閣議決定では、関係金融機関の意向を聴取するとともに、社会保障・税番号制度の関係など、いろいろな議論の動向も踏まえながら、具体的方法や時期を検討するとされている訳でございますが、これについては関係業界の側からオンライン化についてシステムの具体的な提案がまだなかったということで、国税庁において引き続き検討中ということになっております。

次に表の4ページで「3）ロボット利活用の促進関係」でございます。

例えば、この中の整理番号13の「小型無人機に係る規制制度の整備」という平成27年度の閣議決定項目がございます。

この中の①で、小型無人機の安全な運航等のためのルールについて、実施可能な点から、段階的かつ早急に取りまとめる、②で、とりわけ小型無人機の運航方法の規制については、

速やかに所要の措置を講ずるとされております。これらにつきましては、既に航空法の一部改正、小型無人機の飛行の禁止区域ですとか、飛行の方法などの基本的ルールを定めた改正ですけれども、それが措置されております。③の、小型無人機の機体操縦者や、それを利用する業務については、関係者との十分な調整をはかった上で、法整備も視野に入れてルールの取りまとめを進めるとされているところでございますけれども、これにつきましても、小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会というものが設立されて、議論がされているということでございます。

また、整理番号14の「インフラの維持・保守におけるロボットの活用①」という平成27年度の閣議決定項目がございます。この中では、公共インフラの維持管理の効果・効率の更なる向上に資する有用なロボットの活用方法を定めるとされておりますが、現状については、現場検証を実施して、評価結果を取りまとめたとされておりましたが、今後、実際の点検と同等の環境下で利用して、検証評価を実施していくということでございます。

最後に6ページに移っていただきまして「4) その他関係」でございます。

例えば、整理番号22の「教育情報化の推進に関する制度見直し等」という平成26年度の閣議決定項目がございます。この中では、デジタル教科書・教材の位置づけ及びこれらに関する教科書検定制度などのあり方について、課題整理や導入に向けた検討を平成28年度結論で行うとされておりますが、これについては、今年の夏に中間取りまとめを行って、さらに結論を得るべく検討中であるという状況でございます。

最後の2つ、整理番号23と24でございますが、これらはいずれも直近の平成28年度の規制改革実施計画で定められた項目でございます。

まず、23のほうでございますが、会社法では、株主総会の招集通知とか、あるいは、その添付書類を書面ではなく電子的に通知するということをするためには、個別に株主の承諾を得るといった必要があるとされている訳ですが、これが会社側にコスト増を招いているというだけではなく、株主側にも議題についての十分な検討時間を与えられなくなっているという指摘もあるということでございます。そういった観点から、この23の項目では、電子的な通知の方を原則化する。そのための課題等について、検討して結論を平成28年、今年得るというものでございます。

最後に24でございますが、タイムスタンプのことでございますけれども、タイムスタンプが現在公正証書とか内容証明郵便といった確定日付の効力を有しない、法的な根拠が乏しいという状況にあるということから、技術面、運用面で信頼性が確保されているようなタイムスタンプについては、法的根拠を明確にして、国を跨ぐ安心な電子取引が可能になる環境を整えるべきという指摘があるところでございます。そういう観点から、この項目ではタイムスタンプ等の電子認証基盤について、今後のあるべき姿を平成28年度検討開始しようというものでございます。

これらのほか、資料には記載していないのですが、前会議体では医療関係のワーキングで取り扱っていた項目でございますけれども、遠隔診療推進のための仕組みの構築といっ

た事項も、ITデジタルの関係というカテゴリーでは含まれるのかと考えております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

次に、IT総合戦略室からお願いします。

○内閣官房（市川参事官） 内閣官房IT総合戦略室でございます。

資料2-2に基づきまして、IT総合戦略本部の方で、これまでどのような取り組みをしてきたかについて、簡単に御説明させていただきたいと思っております。

2ページ目でございます。この1枚に、この3年ほどの取り組みについてまとめさせていただいております。大きく言うと2つの流れがございます。

一つは、IT利活用裾野の拡大のための規制制度改革集中アクションプランを作ったということでございます。これについては、前会議体の規制改革会議に非常にお世話になったという経緯があります。

もう一つは、IT利活用に係る基本指針というものでございます。

アクションプランの方でございますが、3年前、IT戦略でございます「世界最先端IT国家創造宣言」を作成した際に、規制制度改革集中アクションプランを作るということで、それに基づきまして規制制度改革分科会をIT本部の方で立ち上げまして、その12月にアクションプランということで、後ほど御説明しますが28項目からなる規制制度の見直しの対処方針を掲げています。

この際におきましては、当時、規制改革会議のほうで創業・IT等ワーキング・グループというものが動いていたということがございましたので、これと連携するということで、規制改革会議の方で対処方針の調整も含めて進めていただいた個別項目10件でございますが、これについては、翌年の規制改革実施計画に反映するとともに、IT本部のアクションプランの方にも含める形で、取りまとめさせていただいたということでございます。IT本部の方では、それらの案件について、年2回でございますけれども、きめ細かにフォローアップをしているということが一つの流れでございます。

もう一つが、アクションプランはどちらかといえば個別項目を挙げているということに対しまして、やはり政府全体としてどのようにしていくのか、どういう原則で進めていくのかという観点から、平成26年に「ネット意識革命宣言」というものを決定し、その後、昨年でございますけれども、IT利活用に係る基本指針というものをまとめています。これは後ほど御説明しますが、5つの基本原則、それから各省庁における取り組みを掲げるとともに、要は各行政手続あるいは民間取引に関して、全体がどうなっているのかということで、全数調査をしようということで規制改革分科会の方で検討してきたということでございます。

今年でございますが、IT宣言の方が改定になりまして、その中で、アクションプランを今後改定していこうという運びになっているという全体の流れでございます。

3ページ目でございます。3年前に策定いたしましたアクションプランの概要というこ

とでございます。当時、28項目の対処方針を並べるということで、当時の関心は対面原則の見直し、あるいは書面保存における提供が規定されている制度の見直しあるいは本人確認手続の見直しといったところを重点にした訳ですが、大きく分けるとここに書いてありますように、行政手続、民間関連の取引の手続について、規制制度の改革を進めていこうということで、このうち赤で書いている部分が規制改革会議の方から共有いただいた項目となっております。

4 ページ目でございます。先ほど申し上げましたように、IT本部の方では年2回、きめ細かくどのように動いているのかということで、各省庁と相談しながら対応状況をフォローアップしているという状況でございます。今年の3月末の時点でございますけれども、28件のうち、22件がSあるいはAという形になっているというところでございます。赤のところは規制改革会議の方からいただいた案件となっております。

5 ページ目でございます。一方、個別案件を対応するというだけではなくて、全体の方針を詰めていこうということ踏まえまして、2015年の6月に、IT活用に係る基本指針というものを決定しております。基本原則という形で、電磁的処理の原則、IT優先の原則とか、④のところでございますけれども、行政保有情報の共同利用の原則といったところを掲げつつ、行政に対して各省庁、行動指針ということで、手続を現状把握してください、その中で、法令上対応が必要なものについては、見直し計画を策定しなさいということをお願いしているというところでございます。

6 ページ目でございます。これまで2回やっている訳でございますけれども、法令により書面化、保存あるいは交付が規定されている手続、これは行政機関に係る手続と法令の規定によって民間企業に義務づけている手続の両方を含みますけれども、それに対するいわゆる全数調査というものを、各省を通じてお願いしています。その結果を、中央省庁でございますが官—民等あるいは地方—民等それから民—民という形で分類したところがその下の表になります。法令上オンライン化が不可になっている手続というものに関しては、中央省庁と民間の関係では1%くらいで非常に少ない。一方、地方の部分では、まだ3割くらい残っている。それから、下でございますが民—民のところは1割くらい残っているということでございます。

一方で、法令上オンライン化が可能であっても、官—民のところでございますけれども、まだオンライン化がされていないといったところも少なくございません。官と民の関係で申し上げますと1万1,000件ほどございますが、このうち6,600件ほどがオンライン化を停止した手続数と書いてあります。これは過去、政府において全ての手続をオンライン化すべきという方針がありまして、90何パーセントまで一旦オンライン化をした訳ですがけれども、中身を見てみると、ほとんどそもその書面も含めて、手続がないものもオンライン化をしていた。そのために、多額のシステム運用経費がかかっていたというところがあったという経緯を踏まえて、今後は費用対効果を見た上で、本当に必要なものを中心に、優先的にオンライン化をすべきということで停止したという経緯がございます、我々でも

こういった経緯も踏まえて、ちゃんと優先順位をつけながらオンライン化を進めていくということが必要なのか。その中でいうと、やはりオンライン化実施中の件、これは行政手続オンライン化法によって総務省の行政管理局と連携して取り組んでいる訳ですが、こういった案件であっても利便性のかかる課題、あるいは、オンライン化していないもの、法令上できないものといったものについて、それぞれ優先順位をつけながら取り組んでいきたいということを考えてございます。

7ページ目でございます。先ほど申し上げましたように、このアクションプランについては青の部分でございますけれども、アクションプランを改定するというを進めて、これから立ち上げようと思っております。これにつきましては、規制改革推進会議とも連携しながらやっていきたいと思っております。特に、下の方でございますが、事業者目線の規制改革・行政手続簡素化、IT化の推進ということが進められているということですので、IT本部としては、各省庁が取り組むべき方針というよりは、政府横断的な取り組み、あるいは横展開の推進といったところも念頭に置きながら、連携しながら進めていきたいと思っております。

それから投資等ワーキング・グループとの関係で御報告しますと、やはり個別案件については3年前と同様、またいろいろ連携することができればありがたい。IT本部としても、そういったところの知見を御協力させていただければと思っております。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

次に地方創生推進事務局からお願いします。

○内閣府（藤原審議官） おはようございます。地方創生推進事務局でございます。

国家戦略特区における、これまで3年間の取り組み、特に、資料にも書いてございますけれども、近未来技術実証・IT関係を中心に御説明させていただければと思います。

特に近未来技術実証でございますが、これはドローンとか自動走行を中心に、検討会まで回しまして、去年の1月から本格的に取り組んでおります。表紙でございます特区も、今は10区域ございますが、その中で、特に今日お話しさせていただくIT関係、近未来関係でいいますと、北から仙北市、仙台市、東京圏の千葉市、神奈川県の辺りが中心になって、ドローンとか自動走行の積極的な実証実験やデモンストレーションなどを行っております。

1ページでございますけれども、国家戦略特区の3年間の成果を御紹介させていただければと思います。50程度、主な成果ということで挙げさせていただいておりますが、大事なのは、この上に全国措置18事項とございますけれども、特区でいろいろ推していますと、関係省庁の理解をいただきまして、速やかに全国措置でやっていこう。後ほど御説明します遠隔診療に関する通知などもそうなのですが、そういった形で全国措置にいきなり行ってしまうケースも18事項ございました。こういったものも含めて、特区の成果といえるのではないかと思います。

2ページ目も簡単に御説明いたします。「○」の時期が、提案があって成長戦略に項目

を記載した時期、「◎」の時期が法律を措置した時期など。そして、提案者であります自治体が、すぐにそれを活用した時期が赤い「●」になっております。大体提案から1年ぐらいで実現したものが多いたと思いますけれども、その辺りが特区のスピード感ということで具体的な事業が実現しているところでもあります。今日これからお話しさせていただくような項目も、その中に入っております。

3 ページからが本題でございます、近未来技術の実証についてでございます。

4 ページを御覧になっていただきますと、昨年1月ですけれども、当時の平副大臣、小泉政務官プラス特区ワーキング・グループの八田座長、今日座長でいらっしゃる原先生も含めて、そういったメンバーで、近未来技術実証特区検討会というものを立ち上げさせていただきました。主に、ドローン、自動走行、遠隔診療、遠隔教育の4分野を対象にして、これらの実証段階においては、できるだけ自由なフィールドを特区で提供できないかというコンセプトで、この検討会を開催させていただいた訳でございます。

5 ページにあるように、様々な専門家からヒアリングをしたのと同時に、この中に幾つかございますが、まさに内閣府の講堂でドローンを飛ばしたり、いろいろなデモンストレーションなどもやらせていただいたということでございます。

6 ページでございますが、自治体や事業者から具体的なプロジェクトの提案をいただくのではないかとということで、ドローン、自動走行を中心に、70件の提案をいただきました。

7 ページでございますけれども、その中で規制緩和要望を整理しますと、例えば、ドローンであれば航空法、電波法関係とか、自動走行であれば道路交通法関係とか、また、遠隔診療であれば、対象が限定されている通知の問題があるのではないかとといった共通課題を抽出させていただきました。

8、9 ページになりますが、ドローンから御説明いたしますが、去年の6月、成長戦略で政府決定をさせていただくことができました。ドローンにつきましては、電波法のところはもう一押しが必要だということで、8 ページの上段の⑤のところです。特定実験試験局制度をまた一押しいたしまして、例えばブロック単位で免許をおろすのではなくて、市の単位できめ細かに調整できるとか、画期的なのは、申請した即日にこの特区では免許をおろしてもらえという仕組みを構築することができました。

9 ページでございますが、こういった仕組みを使って、地域の方は仙北市、都市部の方は千葉市ということで、ドローンの実際のデモンストレーションをやったり、その下にございますのは、この夏でございましたけれども、アジア各国から若い方などが集まって、ドローンの国際競技会なども開かせていただきました。千葉市の方では、マンションの屋上とか店舗にドローンを飛ばし、実際に宅配のモデル事業をやってみたというものもございました。

11 ページからは、自動走行の取り組みでございます。これも、やはり去年の成長戦略がポイントでございます、「レベル4（完全自動走行）」につきましては、政府決定文書としては初めて、技術開発を政府として進めていくことを宣言いたしました。ただ、レベ

ル4は公道では禁止されていますので、それにつなげるためにも、レベル3の段階で特区でどんどん実証実験をしていこうということになっています。仙台市を念頭に置いたのですが、私道なのですが公道に近いような環境。例えば、津波を被った地域などでは、レベル4、実際に運転席に人がいなくても実証ができるのではないかとということも含めて、ここで書かせていただきました。

次のページでございますけれども、それに基づいて、神奈川県藤沢市、仙台市などで、実際に藤沢市は2週間ぐらいでございましたけれども、買い物をする一般の方々を公募しまして、モニターとして一般の方が参加されて、2km半ぐらいですけれども、イオンモールと御自宅を往復するような実証も行わせていただきました。

このあたりのドローンとか自動走行は、とにかく見ていただくのが一番だと思ひまして、今日は動画を用意しておりますので、ちょっと見ていただければと思います。

(動画開始)

○内閣府(藤原審議官) ドローンは雨とか風に弱いと言っているのですが、説明されているのが御専門の千葉大の野波先生という第一人者です。是非やってみようということで、決行いたしました。相当強い雨の中でも、ドローンが飛んだということです。

ワインを運ばせていただいたのですが、この後、実際のマンションに薬箱を送ったり、そういったこともやらせていただきました。

左が千葉市長です。

仙北市です。実際に協議会を開催いたしました。電波法の特例を使わせていただいています。

神奈川県藤沢市での自動走行の実証です。普通に時速40、50kmで走っております。一応、人が乗っているのですが、ハンドルには手をかけないです。

これは、津波を被ってしまった場所ですが、この前日に廃校になったのですけれども、小学校の校庭を利用しました。実際に人が乗っていないパターンです。

仙北市で、今度は公道の実証実験を11月に予定しております、大臣にも御参加いただく予定です。

(動画終了)

○内閣府(藤原審議官) 13ページの遠隔診療のところでございます。書いてございますように、遠隔診療もこれまでは離島、僻地の患者でないといけないとか、慢性疾患の9種類の診療しか駄目なのではないとか、初診は遠隔診療の対象ではないのではないかとといった誤解を招くような表現が通知されていたのでございますけれども、これらは単なる例示であるという制度改正を、去年の夏にやらせていただきました。これは、正にいきなり全国措置としての制度改正になりました。

15ページの遠隔教育でございます。中山間地などで、学校も先生も少ないときに、もっとITを使って教育ができないのかという話だったのですが、文科省の方で3年間のモデル事業をしておりますので、それを早急に評価して、必要があれば制度改正をしていくとい

うことになっております。

16ページ以降は、その4分野に加えまして、その他の重要な規制改革事項ということで書かせていただいております。

9月に施行しました遠隔服薬指導です。先ほど遠隔診療の話をしましたけれども、今度は処方箋を実際に患者にお届けする際に、必ず薬剤師の対面的な指導が必要だということで、全国一般則ではそうなのですけれども、特区では、服薬指導はテレビ電話でもできるようにしたものです。これは養父市で、できれば今年度中をめどに具体的な事業に持っていくという方向でございます。

18、19ページでございます。介護用ロボットというテーマがありまして、実際に19ページの絵にございますように、こういったユニット型の指定介護施設というところでは、10人に1人ということで、きめ細かな介護サービスを提供するための間仕切りが必要という規制があるのですが、いい機器、いいシステムを開発するために、少し自由度を高めようということで、間仕切りをとって、20人に1人という形でできないかということで、北九州市で具体的な事業がスタートしてございます。

最後に20ページでございます。起業・開業ワンストップセンターということで、これも特に韓国のソウルとの比較で、外資系あるいはベンチャー企業が会社を作るときの手続きがすごく遅いのだという議論がずっとあったのですが、これも『日本再興戦略』改定2014、もう2年前になりますが、こちらで東京開業ワンストップセンターというものを作っているということを書かせていただきまして、その後、改正特区法案の規定を盛り込ませていただきました。

実際に平成27年4月1日に開設いたしまして、今、アークヒルズ、JETROの本部内でのオープニングセレモニーには総理もおいでいただきました。

まだ、実際の利用者数が1日平均4名ぐらいで、その倍ぐらいの電話相談、メールでの相談の利用件数がございますけれども、まだまだメジャーになっていないので、私どもはPRに努めているところです。

課題でございますけれども、最後に書いてございますように、基本的に相談はどこでもできるのですけれども、実際の書類の申請を、その場で本省の方に伝えていただくような仕組みが一部できていません。登記とか国税については、実際にその方にポストに投函していただくような話になっているものですから、きちんとその職員が本省につなげる仕組みを作るといことと、何と言ってもオンラインでできるようにしないとイケないということで、これも何とか年内に目途をつけたいと、今、鋭意作業中ということでございます。

とりあえず、説明は以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

政府の中で、IT分野での規制改革にそれぞれ取り組まれている3つの部局から御説明をいただいた訳でございます。

済みませんが、先に私から1点。それぞれの部局で残されている課題について、どう御

認識されているか。先ほど、IT室で行政手続のオンライン化の話がございましたけれども、もし、それ以外でも何かありましたら、お願いできればと思います。

IT室から、よろしいですか。

○内閣官房（市川参事官） 先ほど申し上げましたように、個別課題についてはやっているということで、これは引き続き必要だとは思いつつ、やはりIT総合戦略本部といたしまして、政府全体の横串を通して各省庁がばらばらにならないようにということが、特に我々の任務とっておりますので、そういった流れで、今後、行政手続のIT化が進む中で、特に横断的な取り組みみたいなところを、ちゃんとしっかり見ていきたいというところが、行政手続関係のところだと思っています。

民間取引関係のところにつきましては、一部、特に政府系のところに依頼する案件が少なくなってきたというところでもありますけれども、やはり各省庁で、どうやってIT化を進めたらいいかわからないというところがあると思っているので、そういったところについてちゃんとガイドラインを示して、余り知見のない省庁に対して、こうやったらいいのではないとか、そういったアドバイスをちゃんとしていかないと動かないのかと、こういったところを、今、事務局としては考えているところがございます。今後、我々の方でもワーキング・グループを作って、そういったところを議論していきたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

規制室と地方創生室で、何かございましたらお願いします。

○西川参事官 規制室の方でございますけれども、規制改革実施計画で閣議決定された項目につきましては、毎年5月、6月の答申の時期にフォローアップを行っております。課題として挙げられた項目については、まずそれをしっかりやるということでございます。

それ以外の新しい項目につきましては、今般、新たに投資等ワーキング・グループが始まりましたので、座長の御指示に基づきながら、新しい課題の発掘に努めていきたいと思っております。

○原座長 何かありますか。

○内閣府（藤原審議官） 先ほど申し上げましたワンストップセンターにつきましては、オンライン申請を早く実現しなくてはいけないということが一つ。

自動走行は、説明を省きましたけれども、やはりなかなか公道での実証は、人が乗っているレベル3の段階でも、通常地域ではやりづらいという実態もありますので、やはり特区における公道実証をやって、そこでデータを集めてレベル4の議論につなげていくということが、非常に重要な課題ではないかと思えます。

最後に、やはり同じ自動車の関係で、自家用自動車を活用する事業につきましても、この改正特区法で9月から施行しております。これはITを前提にしていらないような現行の制度になっておりますので、細かい通知、通達のレベルが主なのでございますけれども、こ

の辺りも実際に事業をやるに当たっては課題になってくると思いますので、きちんとフォローしていきたいと思っております。

とりあえず3点、以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

御意見、御質問をお願いいたします。大臣、副大臣、政務官も、もし何かございましたらお願いいたします。

吉田委員、お願いします。

○吉田座長代理 まず、私がこの投資等ワーキング・グループのメンバーになってから、全体的な具体性のあるチャートのような情報が欲しいと思っていました。

政府は世界最先端IT国家宣言という大きな方針を示しましたが、ここでのミーティングの内容は、そこから急にアクションプランに落ちているように感じられます。その間の落差が大きくて投資等ワーキング・グループとしてどこに焦点を絞ったらいいのか見えない気がします。今後の注力点、どういった規制改革に手をつけていったらいいかというものを探すときに、日本がイメージする世界最先端IT国家は目標で、それを実現するとどのような社会になるのか、そのイメージが欲しい。IT化、デジタル化、オンライン化というのは、一つの手段であって、最終目標でないでしょう。そうしたテクノロジーを活用することで、例えばどのような行政改革が実現されるのか、どのような社会になり、そして国民や企業はどのような経験や体験ができるのか、一目で示している資料があればいいと思っていました。それがあれば、ここでの討議が、方向性のある、具体的な結果が期待できるものになると思います。もしかしたら既に議論がされてきたのかもしれない。もしそうならその辺のビジョンを共有していただきたいと思います。

その中で、では個人情報やセキュリティのポジションがどこにあり、マイナンバーはどこにつながっていて、どの分野で活用できるといった全体的具体性が可能になると考えています。そこをはき違えないようにしたいと考えていますので、その辺の情報がありませんでしたら、是非共有いただきたい。

○原座長 何かございますか。

○内閣官房（市川参事官） どこまでお答えできるかあれですけれども、我々ども世界最先端IT国家創造宣言というものは、IT戦略といたしまして2013年から取り組んでおります。その中でこの規制改革は、御指摘のようにほんの一部でございまして、それ以外に電子政府に係る取組といたしましては、いかに国民に利便性の高い取組をしていただくかといった観点から、例えばマイナンバーが導入され始めてきていますけれども、これをどのように活用していくかといったことも取り組んでおります。

その一方で、例えば政府の手続、行政システムに関しては、非常に縦割りでコストが高いというところがありますので、これについては各省のシステムを統合しつつ、いかにコストを減らしていくか。あとは、それだけではなくて、やはりガバナンス自身に問題がある、あるいは、政府のIT系の人材が足りないといったところも含めて、例えば政府に対し

では取り組んでいます。

一方、民間の取引に関しては、単にITの利活用というだけではなくて、やはり昨今でございまして第4次産業革命といったことになっておりますが、そういった中では基本的にIT室としては、データの利活用を作るための仕組みといったところを取り組んでいかないといけないということで、先ほど御説明ありましたけれども、3年前から個人情報保護法の改正も我々どもが中心になって取り組んできたところでございますし、これは改正されて、今、個人情報保護委員会の方で対応している訳でございますけれども、それ以外にも、データ利活用に係るほかの制度的な課題はないのか、どういった取組ができるのかといった検討。あるいは、オープンデータをいかに利用すべきかといったところを、全体的に取り組んでいるつもりではあります。御指摘のように完全でないところは引き続き勉強していきたいと思っております。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

今の吉田委員の御質問とも絡めて、もう一点御質問すると、世界の規制制度との比較、世界と比べてどこが遅れているのかといったことは、どのように整理されているのでしょうか。

○内閣官房（市川参事官） 特段、今のところは意識していませんが、規制といったところで何を指すのかといったところにあるかと思えます。民間のところでは、例えば、個別のところでは、そういった意味で、余り海外比較というところはしていませんけれども、基本的には、事業者から不満があるようなところについては直していくという体制でやっているという認識だと思っております。

○原座長 ありがとうございます。

世界最先端IT国家創造宣言と言われているので、やはり世界を意識しておかないと世界最先端に行けないのではないかという気がいたしました。

○吉田座長代理 私も、同じ見解をもっております。市川参事官さんのご指摘のように、内閣府の皆様の作業は膨大だと思えます。これにはまず感謝したいと思います。

それに担当されるのは違う部署かもしれないので、その点も間違っていたらご指摘いただきたいと思いますが、やはり最終的な目標やビジョンは必要で、しかもこの改革によって、どのような社会になるのか、可能であれば1行、2行でシンプルに訴求できるスローガンのような表現ができれば、国民の皆さんの議論を盛んにすることができるかもしれないと思っております。

私はずっと、ICTという業界で働いていますが、システムを構築するとき、もしくは、何か大きなプロジェクトに向かって改革を推進するとき、もし最初のボタンのかけ違えがあるとあとあと影響が大きくなってしまいます。この“ファーストライト”がキーですので、ここに向かっていくというビジョンがあれば、大変な作業であっても道筋は見えるので前進することができます。今回、このワーキング・グループに参加させていただくにあ

たり、そこが一番いただきたい情報だと思っています。

○原座長 私、一応そのビジョンが出てきそうな部局を、皆さん今日はお越しいただいたつもりですので、恐らくないだろうということが、今日は確認できたということかと思えます。

○吉田座長代理 だったら、そういうことは本当に一回みんな話してもいいですね。

○山本大臣 非常に大事なポイントだと思うのですが、そのときに、日本のデザイン・メイキングのやり方と海外のやり方が違うところは、最大の問題があるのです。この前、省内でテレワークを徹底的に進めるためにはどうしたらいいか、何で進まないのだという話をしたら、海外の国際機関で勤めた人の話によれば、デザイン・メイキングのやり方が違うのだと。海外の国際機関などは、トップがこのようにすると決めて、ばんとメールを出したら、それでもう全て終わり。日本の場合、特に霞ケ関は逆ですね。ボトムのほうからいろいろなやりとりをやって、その中で合意をまとめて決めていくので、メールでばんとトップが何かやればそれですぐ終わってしまうという世界と違うので、中々それが進まないという話もあって、なるほどなと思ったところがあるのです。

そういう中で、どうしたらITがどこまで役に立つのか、それによって、逆に言えば、日本も海外的なデザイン・メイキングのやり方みたいにトップダウンで全部してしまうようなことをやるのだったら、それは恐らくできないでしょうと思うのですが、その辺は、是非一回議論したらいいかと思えます。

○原座長 ありがとうございます。

いかがですか。

○八代委員 今、特に山本大臣がおっしゃったようなところが大変大事で、ITというのは、やはり世界共通のものであるわけですから、単に事業者から不満とか苦情を聞いて個々に対応するというやり方では全然対応できないので、先ほどのお答えもびっくりしたのですが、やはり世界と比べた視線が今までほとんどないということは極めて驚きです。それは、やはり世界で最も進んでいるところを、日本に導入するという、規制改革でも最先端テストをやっていましたが、それに相当するものを是非速やかに作っていただかないとまずいのではないかと。

特にITの場合は整合性が大事ですから、先ほどいただいた資料の3ページ目で、テレワークというものがあまして、今、大臣も御指摘されましたが、テレワークというものは、正しくどこかがネックになって動かない訳ですから、整合的にやる必要がある。

ちょっと細かい質問で申しわけありませんが、この中にはかなり大事なものもあって、例えば3番目のポツである労働者が希望する場合には深夜割り増しの柔軟化をすとか、遠隔雇用をする場合は、最低賃金の見直しがあるとか、これはかなり大胆なテーマなのですが、これはどれぐらい動いているのか、例示として教えていただけませんか。

○内閣官房（市川参事官） 一つは、世界との比較がないといった指摘については、申し訳ございません。規制改革について、個別規制が各省庁全てが世界、海外とどうなってい

るかというところは全体的に把握しておりませんが、御指摘のように、エストニアも含めて、海外等の学ぶところは学んでいるというところは若干申し上げさせていただきます。

その上で、御指摘のあったテレワークの件でございますけれども、残念ながら、御指摘の深夜労働割り増し柔軟化及び遠隔雇用の最低賃金基準は、4ページ目のところでフォローアップとございますが、現在、まだ厚生労働省の方で検討中という状況になっていて、まだ結論が得られていないということが現状でございます。

以上です。

○八代委員 その検討中という意味なのですが、ただ検討しろと言ってもなかなか時間がかかるので、こういう方向で検討してほしいという形のアイデアもある訳でしょうか。こういうものが定義されたということは、当然、例えば深夜労働割り増しはなくすということ、遠隔雇用する場合は、今の最低賃金にかかわらずやるということ、そちらの方で提起されて、それについて厚労省で検討していただいているという意味でよろしいですね。

○内閣官房（市川参事官） 私どもの方からも提起させていただきましたが、厚生労働省の方では、担当省庁の方から直接聞いた方が詳しく聞けるかと思っておりますけれども、労働法制全体の流れの中で、これを一項目として挙げて検討している中で、労働法制全体のところがまだ結論がついていないので、これも結論がつけられないという状況になっているかと私は理解しております。

○八代委員 今の言い分は、典型的な厚労省の言い分であって、何かやるとそれは労働法制全体の中で考えますからということで、もう少し、知恵がないと進まないのではないかと。

例えば、IT化ということでは、もう在宅とオフィス、工場で働くということは、労働者の負荷が全然違うわけですから、当然ながら、在宅での規制はオフィスの規制と違って当然ではないか。さらに、それがだめだといえ、例えば戦略特区と提携して、これを実験的にどこかでやってみるといような工夫をしないと、厚労省に検討しろと言ったって、それははっきり言って、向こうでやるインセンティブはほとんどありませんので、是非知恵を使って、これを更に推し進めるということをしていただきたいと思います。

テレワークというものは極めて重要な要素であって、女性の労働の活用という面だけではなくて、まさにオフィスにこだわらない働き方、場合によって海外に住んでいる人を使う場合にも、これが当然ながら対応する訳で、画期的な働き方の改革である訳ですので、是非ここは強く推していただきたいと思います。

○原座長 よろしいですか。

他にいかがでしょうか。

○松本副大臣 副大臣の松本です。

IT室ばかりに質問してしまって申し訳ないのですけれども、これは応援する意味で質問させていただきたいと思っております。

実は私は今、行革の方で地方版クラウドというものを推進できないかということ、大変強く感じている訳でありますけれども、当然、先ほどの資料の中にも、国の行政手続よ

りも圧倒的に地方一民等の行政手続のほうのオンライン化が進んでいないのです。実際に、大手の銀行さんなどにも話を聞いてみると、やはりそれぞれの各地域において、仕組みも違えば書式も違うし、システムも違うので、実は共通的なサービスを提供したいと思っても、それを調査するだけで断念せざるを得ないぐらいそれぞれの地域がばらばらにやっていますという話があって、国民から見れば、当然、国の行政サービスだけを見るのではなくて、地方も含めて、果たしてどのように効率的な行政の体制を作っていくのかということは、大変重要な観点だと思っていて、私は、今、行革のほうでその地方版クラウドを何とか進めることができなにかということを進めています。

ただ、そこで必ず問題になるのは、地方自治という原則があるのですという話が出てくる訳であります。しかしながら、地方が自らの裁量によって進めていく分野と、そうではなくて、そういう共通的な分野というものは、あくまでも地方自治の原則とは切り離れた上で共通化をし、IT化を進め、効率化をしていくという取り組みを、私は進めていくべきではないかと思っております。恐らく、こういう大きな議論はIT室ではできないので、こうした会議でやっていただくことが、私はふさわしいのではないかと思っております。

そこで質問なのですけれども、地方も含めた今、資料を見ると30.4%がオンライン化が不可な手続とか、いろいろと書いてあるわけでありましてけれども、地方とのオンライン化について、IT推進室のほうで課題認識を是非教えていただきたいと思えます。

○内閣官房（市川参事官） 御指摘ありがとうございます。

松本副大臣がおっしゃるように、地方のところがやはり非常に大きな課題だと思っております。やはり2つあって、まず、電子化が地方のところは非常に進んでいないという点と、かつ、フォーマットがばらばらになっているというところで、ここは、ちゃんと対応していかなければいけないということで、IT室としても、御指摘のように自治体クラウドも総務省の自治局関係のところと連携しながら取り組んでおりますし、我々でも、遠藤CIOも地方に行脚して、個別に説得をして回るといった取組をやっています。

こういった流れの中で、やはり中央政府だけでなく、自治体をいかに巻き込んでいくかということが、全て手続のところ絡んでくるので、そこをいかに巻き込んでいくかというところが、非常に重要な課題だということを考えていますし、我々でも何らか対応を考えていきたいと思えますし、一緒に検討することができればありがたいと思っております。

以上でございます。

○原座長 よろしいですか。

政務官、お願いします。

○務台大臣政務官 何のために、この規制改革をやるのかということ、GDPを増やすということもあると思うのですけれども、やはり日本中のどこに住んでも、自由に障害なく活動できる社会がこれによって実現できるということが、非常に大きいと思えます。

そういう意味では、ITに関して言えば、遠隔診療とか遠隔教育とか、そういうことに私

自身も期待したいと思うのですが、さらに大学が東京、大都市圏に集中し過ぎているということがあって、今、別のところで学生を地方に戻すという取組をしているのですが、逆に、大学自体が大都市圏に集中していることを何とかできないか。その是正の手段として、サテライトキャンパスのような枠組みはつくれないか。そして、逆に規制を緩和するのもいいのですが、今の大都市の所在の大学の定員は、ある程度減らして、その代替策として、学生が地方で勉強できるような環境を、ICTを使ってできないか、そういう観点で規制も緩和するばかりではなく、一方では強化することで地方にその効果を裨益するということもあり得るのではないかと思います。

それから、田舎に行くと古民家とか屋敷とか貴重な地域の資源があるのですが、それが旅館業法の制約、保健所法の制約、消防法の制約、建築法上の制約で、なかなか利活用されないで、古くてもいいものがどんどんなくなっているという現状があるので、ここら辺についてもちょっと目を向けていくという議論をしていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○原座長 ありがとうございます。

遠隔教育、古民家の活用などは、国家戦略特区でも規制室でも、これまでの取組があるかと思えます。もし、先ほどの御説明に加えて補足いただくことがあればお願いします。

○内閣府（藤原審議官） 古民家につきましても、特例措置を用意しておりまして、実際にプロジェクトも養父市なり兵庫県の篠山市で既にスタートしております。いわゆる通常の民泊の議論ではないのですが、旅館業法の中で、ビデオカメラをつければフロントはいらない、一部文化財でやっていたことを、いわゆる歴史的建築物の旅館、宿泊施設化にも応用しようということで、特例措置を用意しております。

今、政務官がおっしゃったように、建築基準法や消防法については、通知のようなどころでは後押しをしていただいているのですけれども、建築基準法などについて言うと、地方分権が行き過ぎてしまって、自治体が高リスクをとれない状況になっていますので、国としても、何らかの伝統技術についてのガイドラインのようなものを作っていないと、適用除外の仕組みはもうあるのでございますけれども、それが実際の運用につながらないという課題がございますので、御指導いただきながら、そういったところも詰めてまいりたいと思っております。

○原座長 お願いします。

○刀禰次長 前の規制改革会議では、今の政務官の御指摘の点で申し上げれば、古民家の活用等がどこまでできるかということ、地域活性化のワーキングにおきまして、いろいろ議論いたしました。

一部、対応していただいた部分もありますけれども、なかなか制約がある部分もあるということで、他方、平屋なものについては、多少そこが認められるようになっているとか、いろいろな段階的な見直しはやっているというところがございます。

また、民泊についても、そういうものを活用する一つのツールとしてあり得るのではな

いかという議論をやっておりますし、もう一つ、先般来、この新しい会議になりましてから、旅館業法のあり方自体も検討していこうという議長の御指示もありますので、そういう中でも、そのようなものがもっと活用できる仕組みができるかどうかということも検討課題になってくるかと思っております。

○原座長 ありがとうございます。

大臣、副大臣、政務官から、それぞれ貴重な御指摘を賜りましたので、御指摘を踏まえてこのワーキング・グループでの検討課題を更に整理していきたいと思えます。

大分時間が迫ってきておりますが、もし、何かございましたら。

よろしゅうございますか。

○吉田座長代理 忘れないうちに、1点だけいいですか。

先ほどの皆さんの御意見で、地方について指摘されていましたが、これはすごいいい意見だと思うのです。私も昔、NTTに勤務していて、やはり地方のITインフラ、Wi-Fiも含めて、いつか何とかしていかなくてはいけないと思っていました。これは、ずっと民間の投資だけに頼ることになるのですか。それとも、政府としてのサポートも今後あるのでしょうか。

私は、ダイバーシティなどの講演を頼まれ、いろいろな地方行脚などもさせていただいています。最近スケジュールも厳しくなってきたので、テレビ会議サービスを利用してセミナーをしたいと提案することがあるのですが、そのためのブロードバンドネットワークがなかったり、Wi-Fiの設備が完備していなかったりすることがあります。これは日本のファンダメンタルズだと思えますので、こうしたことも検討課題には、入れていく必要があると考えます。

○原座長 ありがとうございます。

大臣、最後に何かよろしいですか。

○山本大臣 いいです。

○原座長 では、議論はここまでとさせていただきます。

最後に、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

○西川参事官 次回の当ワーキング・グループの日程につきましては、事務局より追って御案内申し上げます。

○原座長 では、本日は大変ありがとうございました。